

如し経過の関津把隘の去処及び駅通の官吏人等の驗実^{とじょう}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 南京国子監に赴く

官生四員 梁焯 蔡燦 梁煥 鄭迴 人伴四名

嘉靖四十四年（一五六五）二月二十二日

右の執照は官生梁焯等に付し、此れに准ぜしむ

入監證書の
事の為にす 執照

注（一） 字字二十六号（三〇三三）に同番号があり、何らかの誤り

と考えられる。

1-30-35

国王尚元の、赴京の官員の接回のため使者麻加寧等を遣わす

執照（一五六六、二、二七）

琉球国中山王尚元、朝京の官員を接回する事の為にす。

本国は嘉靖四十四年（一五六五）に貢期に適當すれば、特に長

史梁灼等を差^{つか}わし、本国の小船二隻に坐駕して共に礼儀を載せ、

進貢し謝恩せしむるに、福建布政使司の例に照らして摘発し、先

に回国せしむるを蒙る。今照らすに、原^{もと}差^ちわせる長史梁灼・使者

高城・都通事鄭祐併びに人伴安丹也等、表を齎し京に赴けば、船無くして以て回国し難し。

此の為に今、特に使者・通事等の官の麻加寧・蔡朝俊等を遣わし、字字二十八号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船二隻を撐駕し、福建等の地方に前去して長史梁灼等を接回し回国せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 麻加寧 人伴二名

通事一員 蔡朝俊 人伴二名

管船直庫一名 沈布理

梢水共に四十八名

嘉靖四十五年（一五六六）二月二十七日

右の執照は通事蔡朝俊等に付し、此れに准ぜしむ

朝京の官員を
接回する事の為にす 執照